

一般社団法人次世代看護教育研究所
公的研究費に関する内部監査マニュアル

令和4年11月1日

(目的)

第1条 本マニュアルでは、一般社団法人次世代看護教育研究所（以下、「当研究所」という）における、公的研究費の運営管理に係る内部監査の具体的な実施方法を定める。

(内部監査部門)

第2条 内部監査部門は、最高管理責任者の直轄チームとしての管理部を以って構成する。加えて、監査業務に関する専門的な知識を有する者を活用して、内部監査の質の向上を図るものとする。

(実施時期)

第3条 内部監査は、毎年度の決算後に実施するものとする。

(実施方法)

第4条 内部監査の実施にあたっては、過去の監査結果等を通じて把握された不正発生要因に応じて監査計画を立案し、随時見直しする。

- 2 内部監査における会計書類の検査は、規程等に照らして会計書類の形式的要件等が具備されているかを確認することにより行う。この対象は、前年度の公的研究費に係わるすべての業務とする。
- 3 内部監査では、公的研究費に係わる運営管理体制に不備がないかも確認する。

(リスクアプローチ監査)

第5条 リスクアプローチ監査は、不正が発生するリスクが高いと思われる箇所に対して重点的に監査を実施するものである。必要に応じて、以下の監査を行う。

- a 研究者の出張の目的と内容、交通手段と宿泊場所に関するヒアリング
- b 非常勤雇用者の勤務内容（勤務内容、勤務時間等）に関するヒアリング
- c 納品後の物品等に対する現物の確認や管理状況の確認
- d その他、必要と認められる事項

(監事等との連携)

第6条 内部監査部門は必要に応じて、監事と当研究所内の不正発生要因や監査の重点項目について情報や意見の交換を行う。

- 2 内部監査部門は監査の効果を十分に発揮できるようにするために、統括管理責任者コンプライアンス責任者、および防止計画推進部署等とも連携する。

(監査結果の活用)

第7条 内部監査部門は、監査結果を最高管理責任者へ報告する。併せて、その監査結果をコンプライアンス教育で構成員へ周知する等して、不正防止に活用する。